

AYLA HOUKAGO PARTNER

令和6年度 身体拘束適正化研修

～行動障害への支援～



子ども虐待の考え方

何人も児童を虐待してはならない

児童虐待は、子どもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、次の世代に引き継がれるおそれもあるものであり、子どもに対する最も重大な権利侵害です。

児童虐待が子どもの人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことに鑑み、子ども虐待の防止等に関する施策を推進する法律が整備されてきました。

児童虐待への対応に際しては、常にこうした認識に立ち、「子どもの権利擁護」を図るよう努めることが求められています。また、児童虐待は、家庭内におけるしつけとは明確に異なり、正当化されるものではないことは言うまでもありません。

児童虐待・障害者虐待の定義

身体的虐待

子どもの体に外傷が生じる又は生ずる恐れがある暴行を加える事。

性的虐待

児童に直接わいせつな行為をする又はさせる以外にも、見る、見せる等の広い行為が含まれる。

放棄・放置

児童の心身の正常な発達を妨げるような長時間の放置、放棄。著しい減食等。暴行、虐待行為の放置等。

心理的虐待

児童に著しい心理的外傷を与える言動を行う事。

経済的虐待

本人の同意なしに、あるいは騙すなどして財産や賃金を勝手に使用したり本人が希望する金銭の使用を理由なく制限する事。

虐待は犯罪！

虐待には色々な種類がありますが
身体的な虐待は傷害罪、性的虐待は強制わいせつ罪
心理的虐待は辱罪、すべて「犯罪行為」です
絶対にあってはならないという意識を全員が持ちましょう

私たちは利用者の権利を守る砦である

利用者のニーズ ベースの支援

個別支援計画は本人及び家族のニーズ、関心を踏まえて検討されること。

意思決定の支援

社会参加を通じて様々な経験を支援、生活の中での意思決定ができるよう代替コミュニケーション等表出へのサポート。

説明のできる支援

EBPとは、科学的根拠に基づく支援という意味であるが「利用者にとってのベストな支援を模索する為、現場で生じた疑問や悩みを放置せず他者の研究結果や知見から学ぼうとする姿勢」が大切である。

特別配慮を必要としている人
に対する支援のひとつ

合理的配慮

障害特性に応じた、人も含めた環境の提供。



身体拘束適正化

身体拘束とは

本人の意思によらず行動制限や身体を自由を奪うこと

◆障害者自立支援法

第二十八条（身体拘束等の禁止）

療養介護事業者は、療養介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、**身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。**

2 療養介護事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

身体拘束の定義

1. 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
2. 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
3. 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む
4. 点滴、経管栄養等のチューブ類を抜かないように、四肢をひも等で縛る
5. 点滴、経管栄養等のチューブ類を抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける
6. 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける
7. 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する
8. 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる
9. 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る
10. 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
11. 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する

身体拘束の禁止

障害者虐待防止法では、「**正当な理由なく障害者の身体を拘束すること**」は**身体的虐待に該当する行為**とされています。障害の有無に関わらず全ての人々には自分自身の意思で自由に行動し生活する権利があります。一方で、**身体拘束とは、障害者の意思にかかわらず、その人の身体的・物理的な自由を奪い、ある行動を抑制または停止させる状況であり、障害者の能力や権利を奪うことにつながりかねない行為です。**身体拘束は、何よりも本人の尊厳を侵害することです。そして、**身体的弊害**、意思に反して行動を抑制されることによる不安や怒り、あきらめ、屈辱、苦痛といった**精神的な弊害**があります。

身体拘束が常態化すると

本人への重大な権利侵害に加えて、家族にも大きな精神的負担をかけるとともに、**職員等は自らの支援に自信がもてなくなり、モチベーションの低下や支援技術の低下を招くなどの悪循環を引き起こすことになります。**身体拘束の廃止は、本人の尊厳を回復し、悪循環を止める、虐待防止において欠くことのできない取組といえます。

- ◆はじめは正しい関わりを知らないだけだった（技術不足）
- ◆新規職員が人権や支援スキルを学ぶことなく現場に入り場当たりの対応になってしまう
- ◆職員は力で子どもを動かすことが「成功体験」になってしまう等

カリタスの家事件から考える

カリタスの家とは、福岡県潁田（かいた）町の社会福祉法人「かいたつくす」が運営する知的障害者更生施設「カリタスの家」で、複数の職員が入所者に対して殴る、けるの暴行のほか、炭や唐辛子を食べさせるなどの虐待を繰り返していた事件が起こった入所・通所施設。

「20代の女性入所者がパニック状態になるたびに寝具用の袋に詰め込まれ、別室に数時間から一晩、放置されていた。"袋詰め"は数年前から恒常的に行われており、多くの職員が疑問を感じながらも、パニック時の対処法が分からず黙認していた。」

（カリタスの家事件資料より抜粋）

カリタスの家事事件から考える

①職員同士仲が良く、ナアナアになって、(虐待を)注意できる雰囲気になかった。入所者が暴れるなどパニック状態になった時、対処法が分からず、殴ったり、けったりした。「**申し訳ないことをしたと思うが、療育面での専門的な知識を身につけない限り、私が犯した過ちは繰り返されるだろう**」(職員)

②問題の職員は短絡的に暴力に走る傾向があり、入所者はパニック状態になりがちだった。

③障害者のほとんどは自らの頭を床に打ち付けるなどの自傷や他者にかみつくななどの他傷行為が目立つ重度の知的障害者。

支援者としてもつべきもの

心



人権擁護、理念
援助職としての資質
ガイドラインの理解

技



理論、知識
こども・特性理解
アセスメント力

体



実践的技術
コミュニケーション

支援の現場とは 日々グレーゾーンの 連続である

常に当事者になる可能性をもって支援を行っているからこそ
心・技・体 一体的に持つことが必要

身体拘束の適正化は
知識・技術の向上
こどもも理解なくして
達成できない

常に考え、研鑽し続けること心も欠かせません



身体拘束の手続き

やむを得ず身体拘束を行う場合
絶対に守らなければならない事 (三要件)

緊急やむを得ないとはお子様や周囲の人の生命や身体の危険が伴う行為（自傷、他害等）であって、身体拘束を行う以外に手段がなく、拘束が一時的である事等が求められます。（緊急やむを得ない三要件）

非代替性

身体拘束を行う以外に手段がない

切迫性

本人や他児、職員等の生命、身体の危険が迫っていること

一時性

最低限、最小限の時間であること

身体拘束をやむを得ず行う場合の手続き

アセスメント

お子様の危険な行動、問題行動の背景等について観察します。学校や自宅等別の場所での行動についても聞き取りししましょう。

カンファレンス

職員一人の考えで身体拘束はできません。必ずその必要性を複数で話し合ってください。 (対等な議論がお子様の利益になる！)

保護者様と面談

身体拘束はお子様に苦痛を与える人権侵害になりかねない事を踏まえ、保護者の方とも実際の支援の必要性について話し合いを持ちます。

同意

身体拘束を緊急的に行う3つの要件（切迫性・非代替性・一時性）を保護者様とも取り決め、**同意書**を取り交わします。

身体拘束をやむを得ず行う場合の手続き

態様の 記録

身体拘束を行った場合は心身の苦痛を伴いその後のお子様の発育に影響を及ぼすことから直前・最中に関しても記録を取る必要があります。記録の内容は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければなりません。

検証

その後のお子様の様子や、身体拘束以外の方法での支援による効果等、継続的に話し合い記録に残します。

**必ず①事前の計画同意、②態様記録、③事後の検証を行うこと！
手順書を作成し組織で統一した支援を行うことも重要です。**

令和4年度より法定化されているもの 身体拘束適正化の実施

令和4年度より義務化され、令和5年度以降未実施減算の対象となっているのが身体拘束適正化への取り組みです。(虐待防止への取り組みと同様) 計画・記録の整備は勿論のこと、以下の項目が事業所として行われているか確認しましょう。

指針・規程 の整備

フォーマットをもとに事業所として作成し適切に掲示、設置しましょう。

委員会開催

虐待との関係も深いことから一体的に開催してもよい。

研修

身体拘束に関する研修を年1回以上開催。

支援の質を上げる 子ども理解にかかるとる帳票類

令和4年度より義務化され、令和5年度以降未実施減算の対象となっているのが身体拘束適正化への取り組みです。(虐待防止への取り組みと同様) 計画・記録の整備は勿論のこと、以下の項目が事業所として行われているか確認しましょう。

特性確認

シート

個へのアセスメントの質を高め、
個別支援計画を個別化させるために活用できる。

氷山モデル

シート

行動の水面下に着目し、本人の個の要素と環境との
相互関係の中での行動の背景について理解を深められる。

ストラテジー

シート

問題行動の背景を整理し、職員間の共通理解を作る際
に活用できる。

記録は定量的・継続的・客観的に

前述のアセスメント帳票以外にも、子どもの行動を一定期間記録を行うことも必要です。人間の行動は、モチベーションにも影響を受けます。ですので1回の問題行動だけをフォーカスするのではなく、行動記録用紙等に継続的に記録を行った上でカンファレンスを行いましょ。う。その際、客観的記録になっているように留意しましょう。

◆記録を取ることの良いこと

- ・ その子の強みや可能性が見えてくる
- ・ 「できない」ばかりではなく「できた」条件にも着目する
- ・ 記録を職員同士で共有することで、多様な見方を得られる

複数の目で子どもを
捉え、対等に議論する
それこそが最善の利益

皆、同じ見方でなくてもよい、違いを確かめ合うこと



子ども側のリスク

虐待リスク要因とは

保護者側のリスク

- ・ 妊娠そのものを受容することが困難（望まない妊娠、未成年者の妊娠等）
- ・ 子どもへの愛着形成が十分に行われていない
- ・ マタニティブルーや産後うつ等精神的に不安定な状況
- ・ 元来性格が攻撃的、衝動的
- ・ 医療に繋がっていない精神障害、知的障害、慢性疾患、アルコール依存、薬物依存
- ・ 被虐待経験 ・ 育児に対する不安やストレス

子ども側のリスク

- ・ 乳児期 ・ 未熟児 ・ 障害児 ・ 何らかの育てにくさを持っている子ども

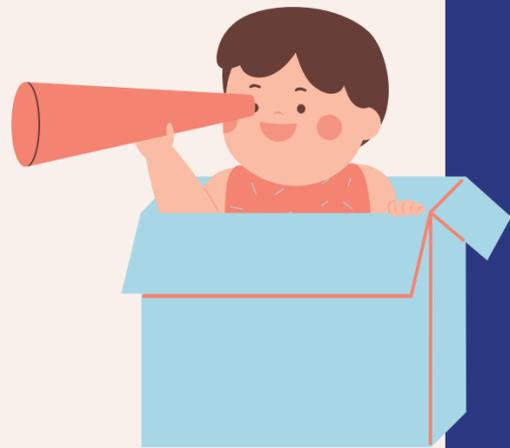
養育環境のリスク

- ・ 未婚を含む単身家庭 ・ 内縁者や同居人がいる ・ 子連れの再婚家庭
- ・ 夫婦関係をはじめ、人間関係に問題を抱える家庭
- ・ 転居を繰り返す家庭 ・ 親族や地域社会から孤立した家庭
- ・ 生計者の失業や転職の繰り返し等で経済不安のある家庭
- ・ 夫婦不和、配偶者からの暴力等不安定な状況にある家庭
- ・ 定期的な健診等を受診しない家庭

何らかの育てにくさを
持っている子は
受ける側になりやすい

その子はなぜ「育てにくい」と思われるのだろう

発達障害とは



個の
要素

環境



この相互作用によって
生きづらい、困ったと感じる
= “**本人の問題**”ではない

**二次障害とは
一次的な障害として
発達障害の特性があり**



**適切な支援がなされないか
障害特性に対する無理解や
不適切な支援が続くことで生じる
二次的な課題のこと**



二次障害の表れ方

内在化障害

うつ状態、うつ病
不安症、パニック障害
嘔吐、下痢等の体調不良
依存など



外在化障害

不登校、家庭内暴力
引きこもり、癇癩
家出、反抗等



二次障害はなぜ起きる？



- 周囲が障害特性に対する理解が乏しい
- 感覚過敏などのつらさを分かってもらえない
- 本人の努力だけでどうしようもないことを責められる
- 注意叱責だらけの毎日
- 自分の苦痛を理解されないことで我慢を強いられる
- 躓き、失敗、苦手意識、挫折感の繰り返し

頻回な怒られ経験 ・ 度重なる失敗



他害、癩癩が激しい
常にイライラしてトリガーが多い
挑発的な行為がみられる
自傷、他害、異食がある
衝動的に危険な行為をする
嘘をつく、罪悪感がない

これらの行動も“二次障害”の可能性がります



DBDのマーチ

ADHD

反抗挑戦
性障害

行動
障害

反社会性
パーソナ
リティ
障害

適切な対応がなされないことで進行

反抗挑戦性障害（ODD）

10歳前後の子どもが示す、**反抗的で挑戦的な行動パターン**が持続的に確認でき、日常生活や人間関係に支障が出ている状態です。

ODDに当てはまる特徴は、反抗的・挑戦的のほか、攻撃的、拒否的、破壊的な言動が目立つものです。

DSM5の定義では、下記のうち4つ以上当てはまる特徴が、6か月以上持続している場合、ODDと診断されます。

- ・ 怒りっぽく、腹を立てることが多い
- ・ かんしゃくをよく起こす（欲求不満への耐性が低い）
- ・ 神経が過敏でイライラしやすい
- ・ 挑発的行為が多く、口ゲンカが好き（大人とケンカすることが多い）
- ・ 規則や権威者（親、先生など）への反抗と拒否
- ・ 主に大人をわざと怒らせる、神経を逆撫でにする言動
- ・ 自分の失敗や非を他人へ責任転嫁する
- ・ 意地悪で執拗、恨みがましい態度

行動障害

「精神科的な診断として定義される群とは異なり、直接的他害（噛み付き、頭突き等）や、間接的他害（睡眠の乱れ、同一性の保持等）、自傷行為等が通常考えられない頻度と形式で出現し、その養育環境では著しく処遇の困難な者であり、行動的に定義される群。（強度行動障害の定義「行動障害児（者）研究会」より）

さらに、「家庭にあって通常の育て方をし、かなりの養育努力があっても著しい処遇困難が持続している状態」としています。

※精神障害・疾患の名称ではなく、周囲の環境や関わりによって現れる状態です。

反社会性パーソナリティ障害

規則や社会のルールを守ろうとしない、他人を傷つけたりいじめたりしてもそれを正当化するという特徴を持つ障害です。

- ・ 逮捕の対象となる行為を反復的に行うことにより示される法律の軽視
- ・ 反復的な嘘，偽名の使用，または個人的利益もしくはは快樂のために他者を言いくるめることにより示される欺瞞的態度
- ・ 衝動的に行動したり，事前に計画を立てなかったりする
- ・ 絶えず身体的喧嘩を始めたり，他者を攻撃したりすることにより示される怒りやすさまたは攻撃性
- ・ 自分または他者の安全性の向こう見ずな軽視
- ・ 別の仕事のあてもなく仕事を辞めたり，請求書の支払いをしなかったりすることにより示される一貫した無責任な行動
- ・ 他者を傷つけたり虐待したりすることに対する無関心またはそのような行為の合理化により示される後悔の念の欠如

虐待が子どもに与える影響

- **力による対人関係（支配・被支配関係の再現性）**
- **自信の欠如（自尊感情の低下）**
- **注意、多動の問題（ADHDに酷似した症状の表出）**
- **集団生活への不適応**
- **感情の抑制、抑圧**
- **発達段階にそぐわない性的行動や他者を傷つける性的行動**
- **希死念慮、自傷性（内在化障害）**
- **反社会性逸脱行為、非行等（外在化障害）**

「罰」による影響

障害児療育では発話による意思疎通ができない自閉症の子どもにも有効な療育方法として**応用行動分析**（ABA）という学問を用いることがあります。ABAでは、好ましい行動には強化（褒める・認める）することで増加させ、好ましくない行動は弱化（ペナルティ、意図的な無視等）をすることで減少させていくという取り組みを行います。ただし、研究によって、この弱化によって得られる効果は一過性であるとわかっています。また、弱化を受けて行動を抑制されてきた子は、同じく弱化を手段として獲得します。また、その時は行動を抑制することができたとしてもエスカレートした別の問題行動として表れてくることが分かっています。



**子どもを抑え込もう
力でコントロールしよう、と
すればするほどに二次的な課題が
増えていきます**





行動障害への支援

行動障害とは

自分の体を叩いたり食べられないものを口に入れる、危険につながる飛び出しなど本人の健康を損ねる行動、他人を叩いたり物を壊す、大泣きが何時間も続くなど周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が、高い頻度（著しい場合は、強度行動障害）で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態のこと。

●行動障害の状態になりやすいタイプ

- ・コミュニケーションが苦手で自分の体調不良や対人不安をうまく伝えられない
- ・他の人は気にならない感覚（明るさ、音、肌触り、臭い、気圧や温度など）に過敏で不快感を持ちやすい
- ・過去のイヤな記憶を思い出してしまいやすい人など

何をやる時間かわからない

この後どうなるかわからない

何を言われているかわからない

嫌な刺激の中にいる

不安や緊張から逃れたい

不安や緊張を伝えたい

不安・緊張

適切な言葉がわからない

行動で自分の気持ちを表す



やむにやまわれず行動で
自分の気持ちを表し
事態が改善されないと
激しい行動が固着する

行動は、環境とのかかわりの中で学習されていく

行動の学習

未学習

幼少期や学齢期において適切な行動を身につける力があるにもかかわらず、周囲の無理解や不適切なかわりによって身につけることができないままに育ち、ふさわしい行動がとれないこと。

語学習

何とか自分の希望や気持ちを伝えようとして自分なりの行動を取った結果、抑止されたり逆に要求が何でも通った経験を重ねることで、どのようなときもそのような行動で自分の希望や気持ちを表すようになってしまうこと。



**自傷、他傷、物壊し、騒がしさ、粗暴さ
パニックについては、周囲とのかかわりや対応によって**

学習してきた結果であると考えられる。

**これらの行動の多くが要求や注目、回避や拒否などの
コミュニケーションの機能を有しているとみられ**

幼児期からの補助代替手段を含めた

コミュニケーションの獲得が望まれる。



厚生労働省平成24年度障害者総合福祉推進事業「強度行動障害の評価基準等に関する調査について」報告書

社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会

身体拘束はあくまでも一時的なもの

利用者がこのような状態になったときには、本人の健康や周囲の利用者の安全を守るために、職員は身体拘束や行動制限をやむを得ず行うことがあります。そのときには、事業所の職員全員が利用者の障害特性を理解し、予め本人や家族と相談して決めておいた方法や時間の範囲で対応することが必要になります。

もちろん、このような身体拘束や行動制限を行うことは決して望ましいことではないので、普段から利用者の家族や過去の支援者からの情報を引き継いだり、丁寧な観察を行ったりすることによって障害特性を理解し、**行動障害が起こらないような支援を行うことが大前提**になります。

繰り返される拘束の影響

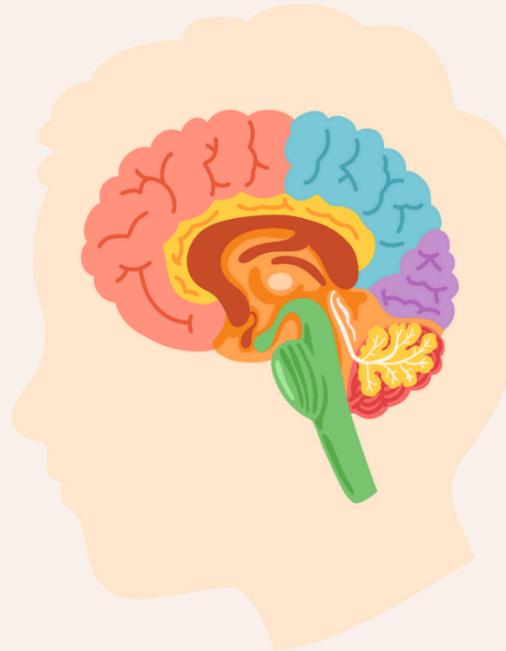
例えば、「一日に何度も、集団活動になると他の利用者を突然噛んでしまうようになった利用者」の担当者になった場合のことを考えてみましょう。咄嗟のことであれば、噛みついた利用者を止めるために職員は羽交い締めにするかもしれませんが、さらに、さらに噛もうと興奮する様子を見て居室に押し込み施錠をするかもしれません。

この利用者は、「ざわざわした騒がしい場面が苦手」なのに、そのことがうまく伝えられないという障害特性があったのかもしれませんが。

しかし、普段からそのような障害特性に即した支援が受けられず、さらに羽交い締めにされ居室に閉じ込められるという**さらなる不安や恐怖の体験が追加**されてしまいます。

こどもの困った行動を見る視点

情報



特性を見る視点

認知の違い × 環境
理解の違い

行動の機能を見る視点

行動

こどもの困った行動に介入する際は、まずは個と環境の面からその子が表している行動を理解しようと整理します。そして、起こった行動に対する機能分析も行います。何よりも大切なのは「困った子」ではなく「困っている子」という見方を忘れないことです。

特性を踏まえて考えてみよう

やりとりの
困難

◆特性

◆こんな時・ことに困るのでは？

想像的活動の
困難

◆特性

◆こんな時・ことに困るのでは？

感覚の特異性

◆特性

◆こんな時・ことに困るのでは？

特性を踏まえて考えてみよう

認知・記憶

◆特性

◆こんな時・ことに困るのでは？

注意力の特性

◆特性

◆こんな時・ことに困るのでは？

障害特性によりその子を決めつけることはしてはならないが、特性を踏まえて行動を整理していくことで、強みが見えたり、支援の糸口がつかめることもある。支援とは、**理解にはじまり、理解に終わる！**

氷山モデルからの見方

思い通りにならず自分の頭をたたく

本人の特性

環境

合理的配慮（環境調整・構造化）



構造化した支援

構造化された指導とは
時間と空間の意味を自閉症児者に対して
視覚的に理解可能な形で伝えていくため
の「合理的配慮」であり
これを個別に適用するための
アイデアである



梅永雄二：TEACCHプログラムに学ぶ自閉症の人の社会参加。2010



毎日が「わからない」「伝わらない」
の連続で上手に意志が伝えられないため
自分のやりたいことを自由にすることも
難しい事が多い自閉症児に
合理的配慮のある支援を提供することで
皆が穏やかでストレスのない
毎日を送れるように



自閉症の特性を生かして

自閉症の特性として、視覚的に学ぶこと、ルーティン化された方法で学ぶことに着目し、このような学習スタイルに合わせて

- ①物理的構造化、②視覚的スケジュール、③ワークシステム
- ④視覚的構造化、⑤視覚的に構造化されたコミュニケーション
- ⑥ルーティンを活用した指導などを導入します。



自立課題とは

自立課題とはTEACCHプログラムでいう**independent task**を日本語に直したものです。主に自閉症の方を対象に、机上で行うことを中心とした教材で、構造化を用いて始めから終わりまで自分一人で行うことができるよう設定された活動を指します。

＜共通する支援の枠組み-強度行動障害支援者養成基礎研修より＞

- ①構造化された環境の中で
- ②医療と連携をしながら
- ③リラックスできる強い刺激を避けた環境で
- ④一貫した対応のできるチームをつくり
- ⑤自尊心をもち一人でできる活動を増やし
- ⑥地域で継続的に生活できる体制づくりを進める

児童期に本人に
わかりやすい学び方で
将来の生きていく力
を学ぶことが大切

幼児期に大切なことは学ぶ姿勢への肯定的な体験